

## 座間市景観条例

平成 20 年 3 月 31 日

条例第 2 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）の基本理念その他の基本的な事項を定めることにより、座間らしい景観形成の推進を図り、もって潤いのある豊かな都市環境及び居住環境の創造に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 市は、良好な景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について積極的に推進するものとする。

座間の地形の特徴である川、緑豊かな河岸段丘、丘陵等による良好な景観の保全に努めること。

身近な生活圏を大切に、安全で快適な道づくり及び沿道景観づくりを図り、良好な景観を形成すること。

座間の歴史、文化等の資源を生かした景観をはぐくむこと。

市民の多様な参加を得て景観形成を図ること。

### (定義)

第 3 条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

### (市の責務)

第 4 条 市は、景観形成を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、法その他の景観形成に関する法令による制度を積極的に活用し、景観形成に関する施策の実効性を高めるように努めなければならない。

4 市は、公共施設の整備、建築物の建築等を行うに当たっては、景観形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

5 市は、景観形成についての知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

### (市民及び事業者の責務)

第 5 条 市民及び事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

第6条 市長は、景観形成についての基本的な方向を明らかにした景観計画(法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、規則で定めるところにより、景観計画の案を公表するものとする。

3 市民及び事業者は、前項の規定により公表された景観計画の案について意見を述べることを希望するときは、当該公表があった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、意見書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、景観計画を定めようとするときは、座間市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 市長は、景観計画を定めたときは、法第9条第6項に規定する公衆の縦覧のほか、当該景観計画の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 前4項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(特定景観計画地区の指定等)

第7条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち、特に地域の特性を生かした特定景観計画地区(以下「特定地区」という。)を指定することができる。

2 市長は、景観形成を図るため、特定地区の行為について必要な制限をすることができる。

3 前条第2項から第6項までの規定は、特定地区の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「景観計画」とあるのは「特定地区」と、「定めよう」とあるのは「指定しよう」と、「市民及び事業者」とあるのは「特定地区の住民及び利害関係人」と読み替えるものとする。

4 良好な景観に資する活動を行っている市民及び団体は、規則で定めるところにより、特定地区を指定するよう市長に要請することができる。

(景観計画の遵守)

第8条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、特定地区以外の区域における行為にあつては別表第1に掲げる行為とし、特定地区における行為にあつては別表第2に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号に掲げる行為(前条の行為を除く。)とする。

(事前相談)

第11条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第3号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が届出を要する行為か否か等について市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、当該行為が法第16条第1項の規定による届出を要する行為か否か等を回答するものとする。

(勧告及び命令)

第12条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。

(届出の内容の公表)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の内容について、当該届出をした者の同意を得て、その届出の内容を規則で定めるところにより公表することができる。

(景観計画区域内における行為の届出の対象とならないものに係る景観計画への適合)

第14条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第15条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

(審議会の設置)

第16条 この条例に基づく景観形成についての基本的事項又は重要事項を調査審議し、及び景観形成に関する事項について、市長に意見を述べるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

3 委員は、市民、公共的団体の代表者等及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(助成)

第17条 市長は、本市における景観形成に資する活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第18条 市長は、景観形成に係る市民の意識の高揚を図るとともに、他の規範とするため必要があると認めるときは、景観形成に貢献した者又は団体を表彰することができる。

(意見の聴取)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

法第16条第3項の規定による勧告

法第17条第1項又は第5項の規定による命令

その他法又はこの条例に基づく処分その他の行為

(公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、事実の概要及び指導等の経緯を公表することができる。

法第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例(昭和48年座間市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中第53号を第54号とし、第52号の次に次の1号を加える。

(53) 景観審議会の委員

第2条第1項中「第52号」を「第53号」に改め、同条第2項中「前条第53号」を「前条第54号」に改める。

第3条第4項中「第1条第53号」を「第1条第54号」に改める。

第4条第2項中「第53号」を「第54号」に改める。

別表に次のように加える。

景観審議会の委員	日 額	8,400
----------	-----	-------

別表第1（第9条関係）

特定地区以外の届出等の適用除外行為

- 1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次に掲げる行為
  - 建築物の新築であって、当該建築物の高さが15メートル以下であり、かつ、当該建築物の建築面積が1,000平方メートル以下であるもの
  - 建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）であって、当該建築物の増築等に係る部分の高さが15メートル以下であり、かつ、当該建築物の増築等に係る部分の建築面積が1,000平方メートル以下であるもの
  - 建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替（以下「修繕等」という。）であって、建築物の高さが15メートル以下であり、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下であるもの
  - 建築物の高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、当該建築物の修繕等に係る面の見付面積に対する当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積の割合が2分の1以下であるもの
  - 建築物の色彩の変更
- 2 法第16条第1項第2号に規定する行為
- 3 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、開発行為の面積が2,000平方メートル以下であるもの

別表第2（第9条関係）

特定地区の届出等の適用除外行為

- 1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次に掲げる行為  
建築物の新築であって、当該建築物の延べ面積が10平方メートル以下であるもの  
建築物の増築等であって、当該建築物の延べ面積が10平方メートル以下であるもの  
建築物の修繕等又は色彩の変更
- 2 法第16条第1項第2号及び第3号に規定する行為